

第101回宍粟市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和3年12月10日（金曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 12月10日 午前9時30分宣告（第4日）

議事日程

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 第 88号議案 | 令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第6号） |
| | 第 89号議案 | 令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算予算（第3号） |
| | 第 90号議案 | 令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 91号議案 | 令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 92号議案 | 令和3年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 93号議案 | 令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 2 | 第 94号議案 | 宍粟市交通安全対策基金条例の制定について |
| 日程第 3 | 第 95号議案 | 宍粟市学校給食費条例の制定について |
| 日程第 4 | 第 96号議案 | 宍粟市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 第 97号議案 | 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 第 98号議案 | 宍粟市環境基本条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 第 99号議案 | 宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 第 100号議案 | 宍粟市産業立地促進条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 第 101号議案 | 宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 第 102号議案 | 宍粟市音水湖カヌー競技場に係る指定管理者の指定について |
| 日程第 11 | 第 103号議案 | 第2次宍粟市総合計画基本構想の変更及び後期基本計 |

		画の策定について
日程第 1 2	第 104号議案	市有財産の処分について
日程第 1 3	第 105号議案	市道路線の認定について
日程第 1 4	第 106号議案	ちくさ高原スキー場人工降雪機整備工事請負契約の変更について
日程第 1 5	第 109号議案	令和 3 年度宍粟市一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 1 6	第 110号議案	一宮温泉「まほろばの湯」及び家原遺跡公園に係る指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

日程第 1	第 88号議案	令和 3 年度宍粟市一般会計補正予算（第 6 号）
	第 89号議案	令和 3 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算予算（第 3 号）
	第 90号議案	令和 3 年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 91号議案	令和 3 年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 92号議案	令和 3 年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 93号議案	令和 3 年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2	第 94号議案	宍粟市交通安全対策基金条例の制定について
日程第 3	第 95号議案	宍粟市学校給食費条例の制定について
日程第 4	第 96号議案	宍粟市国民健康保険条例の一部改正について
日程第 5	第 97号議案	宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 6	第 98号議案	宍粟市環境基本条例の一部改正について
日程第 7	第 99号議案	宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部改正について
日程第 8	第 100号議案	宍粟市産業立地促進条例の一部改正について
日程第 9	第 101号議案	宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第 1 0	第 102号議案	宍粟市音水湖カヌー競技場に係る指定管理者の指定について

- 日程第 1 1 第 103号議案 第 2 次宍粟市総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定について
- 日程第 1 2 第 104号議案 市有財産の処分について
- 日程第 1 3 第 105号議案 市道路線の認定について
- 日程第 1 4 第 106号議案 ちくさ高原スキー場人工降雪機整備工事請負契約の変更について
- 日程第 1 5 第 109号議案 令和 3 年度宍粟市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 1 6 第 110号議案 一宮温泉「まほろばの湯」及び家原遺跡公園に係る指定管理者の指定について
- 追加日程第 1 第 109号議案 令和 3 年度宍粟市一般会計補正予算（第 7 号）

応 招 議 員（16名）

出 席 議 員（15名）

1 番 中 本 隆 敏 議員	2 番 垣 口 真 也 議員
3 番 神 吉 正 男 議員	4 番 浅 田 雅 昭 議員
5 番 八 木 雄 治 議員	6 番 西 本 諭 議員
7 番 前 田 佳 重 議員	8 番 津 田 晃 伸 議員
9 番 山 下 由 美 議員	10 番 大 畑 利 明 議員
11 番 田 中 一 郎 議員	12 番 林 克 治 議員
14 番 今 井 和 夫 議員	15 番 大久保 陽 一 議員
16 番 飯 田 吉 則 議員	

欠 席 議 員（1名）

13 番 宮 元 裕 祐 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 小 谷 慎 一 君 書 記 大 谷 哲 也 君
書 記 小 椋 沙 織 君 書 記 中 瀬 裕 文 君

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君 副 市 長 富 田 健 次 君
教 育 長 中 田 直 人 君 市長公室長 水 口 浩 也 君

総務部長 前田正人君
健康福祉部長 津村裕二君
建設部長 太中豊和君
波賀市民局長 坂口知巳君
会計管理者 前川満君
教育委員会教育部長 大谷奈雅子君

市民生活部長 森本和人君
産業部長 樽本勝弘君
一宮市民局長 上長正典君
千種市民局長 福山敏彦君
総合病院副院長兼事務部長 菅原誠君
農業委員会事務局長 田路仁君

(午前 9時30分 開議)

○議長（飯田吉則君） 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

御報告いたします。

宮元裕祐議員より本日の会議を欠席する旨の届けが出席しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案2件が提出されております。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第88号議案～第93号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第1、第88号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）から、第93号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）までの6議案を一括議題とします。

本6議案は、去る11月26日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 11月26日の本会議に上程され、本委員会に付託されました、第88号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）から第93号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）までの6議案について、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、第93号議案は全体会で、それ以外の5議案については詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定しました。12月2日に総務経済分科会、3日に全体会及び文教民生分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め、審査を行いました。その後、12月8日に第13回予算決算常任委員会を開催し、分科会の審査報告を受けるなど、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した第88号議案の関係部分の主な内容は、歳出については、総務費では、交通安全対策基金の設置に伴う積立金を計上するほか、千種生活圏拠点施設整備事業について年度内完了が難しいことから繰越明許費を計上するものです。

農林水産業費では、農業次世代人材投資資金として新たに認定した1名分を追加計上するほか、お米の引取価格の低下に対する施策として水稻農家支援交付金を計上するものです。

商工費では、楓香荘の取壊しに向けた土壌汚染対策法に基づく調査を行うほか、まほろばの湯の営業再開に向けた施設修繕費及び指定管理施設のちくさ高原フォレストステーション、道の駅みなみ波賀の老朽化設備の修繕負担金を計上するものです。

なお、楓香荘取壊しの土地調査業務と、ちくさ高原スキー場人工降雪機整備事業について、年度内完了が難しいことから繰越明許費が計上されています。

そのほか、コミュニティプラント施設維持管理業務について、令和4年度から3カ年の業務を委託する事務手続のため、債務負担行為の追加を行います。

歳入については、令和2年度決算剰余金を繰越金として計上するほか、歳出に関連する市債や国県支出金を整理するものです。

審査の中で委員からは、楓香荘解体に向けた土地調査費について、解体は地元自治会との協議で決まったのか、また、どの施設を解体し、解体後はどのような構想を持っているのかといった質疑があり、当局からは、令和2年7月頃から地元と協議を重ね、今利用のない閉鎖施設について、景観上の観点から早急に取り壊してほしいという要望を受けたところである。取り壊す建物は三つ、温浴施設の楓の湯、宿泊棟の高砂の家、当初からあるサイクリングターミナルであり、解体後の利活用については決まっていないが、アウトドア推進計画の中での休憩スペースのような位置づけを想定しており、それを公営でやるのか、民営でやるのかはこれから議論していくとの説明があったとのこと。

次に、第92号議案の関係部分の主な内容は、施設の維持管理業務について、令和4年度から3カ年の業務を委託する事務手続のため、債務負担行為を追加するものです。

それぞれの議案について関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をされ、第88号議案の関係部分及び第92号議案につきましては全会一致で賛成であったとのこと。

次に、文教民生分科会が審査した第88号議案の関係部分の歳出の主な内容は、民生費では、新型コロナウイルス感染症防止対策備品等の購入、介護保険給付費見込額の精査に伴う繰出金の減額、障害者総合支援費の精算に伴う返還金などの計上であります。

衛生費では、一宮北診療所の施設改修工事費の増額、医療機器購入費の計上、国

保診療所特別会計の精査に伴う繰出金の減額と訪問看護事業特別会計への繰出金の増額、さらに、新型コロナワクチン3回目接種に伴う運営経費及び宍粟環境美化センター跡地の土壌汚染調査の実施に係る委託料の計上であります。

教育費では、各学校における新型コロナウイルス感染対策消耗品費の増額、子ども・子育て施設型給付費の増額、公立保育所等におけるオンライン研修環境整備に伴う備品購入、城下小及び波賀中体育館の照明器具のLED化、その他、体育施設の修繕及びスイミングスクール休業補償金、芸術文化活動支援事業に係る関係費の計上などであります。

歳入の主な内容は、新型コロナウイルスワクチン接種及び感染症対応に係る国庫負担金並びに国庫補助金の計上、子どものための教育・保育の給付実績に基づく国庫補助金等の増額、小中学校体育館、スポーツ施設整備に係る過疎対策事業債の計上であります。

債務負担行為では、指定ごみ袋等作成業務及び宍粟北残渣最終処分場の浸出水処理管理業務委託料の計上であります。

審査の中で委員からは、衛生費、保健衛生総務費の一宮北診療所施設改修工事費の補正について、設計変更を生じた理由などについて質疑がありました。

同じく衛生費で、塵芥処理費の土地調査業務委託料について、県から早急に土壌汚染調査を実施するよう指導があった、その理由について説明を求める質疑がありました。

当局からは、一宮北診療所施設改修工事費の設計変更の理由として、6月補正予算の承認に基づき、発熱外来棟の建設工事の一般競争入札を実施したところ、予定価格に到達せず、二度の入札不調と規定に基づく最低見積者との価格交渉でも不成立となった。その後の調査において、原材料を含む諸材料の調達が全国的に不安定であり、資材の価格が上昇していること、軽量鉄骨の鋼材関係の市場価格が入札執行時点で約20%上昇していること、さらに、外来棟の建設の場所について、勤務医より、患者と医療スタッフ動線や雨天や豪雪時の対策について指導を受けたことなどの要因により、設計価格の見直しを提案している。

全体としては、増額となるが、当初2階建ての計画から、外来棟を平家建てに変更するなど、少しでも建築価格を削減する方法を検討して着手させていただきたいとの回答がありました。

次に、宍粟環境美化センター跡地の土壌汚染調査については、土壌汚染対策法第4条第1項に係る土地の形質変更に伴う届出義務の解釈を誤っていたため、無届出

であることが判明し早急に土壌汚染調査を実施する必要が生じている。

宍粟環境美化センターは、市内の不特定多数の家庭から排出されたごみであり、有害物質の特定ができず、全項目の調査となるため、その費用を計上している。なお、今回の調査について、地元自治会に説明するとともに、調査結果についても必要に応じて報告するとの回答がありました。

次に、第89号議案の主な内容は、一宮北診療所の診療開始が本年10月1日の予定から翌年3月1日に開始となることに伴う歳入、歳出の減額補正であります。

次に、第90号議案の主な内容は、保険給付費の過不足の調整に伴う歳入、歳出の減額補正であります。

次に、第91号議案の主な内容は、産休職員に代わり採用する会計年度任用職員に係る人件費等の計上と繰入金が増額であります。

第89号議案から第91号議案に関しては、特に質疑等はありませんでした。

それぞれの議案について、関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をいたしましたところ、第88号議案の関係部分から第91号議案までの4議案については、全員賛成であったとのことでした。

全体会で分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

参考に採決しました結果、第88号議案から第92号議案の補正予算5議案については全会一致で、第93号議案については賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 9番の山下です。第93号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）について、反対の立場から討論をいたします。

今回の補正は、債務負担行為として新病院整備基本・実施・造成設計業務委託、

令和4年度から令和5年度まで限度額4億4,884万8,000円と、新病院開院支援業務委託、令和4年度から令和8年度まで限度額5,780万円、また、新病院コンストラクション・マネジメント業務委託、令和4年度から令和5年度まで5,000万円の合計5億5,664万8,000円の補正を行うものであります。

補正の理由といたしましては、基本計画の策定及び新病院の設計業務などの発注方式の確定によるものとされており、新病院の整備は基本計画で示しているとおおり、病床数を170床とし、概算事業費としては約124億円を見込んでいるとのことでありました。

今回の議案が議会に提案されましたとき、基本計画は案の段階であったことや、基本計画案を市民に公開し、意見を事前聴取し、その意見を反映させることによって、よりよい新病院を建設するためのパブリックコメントへの意見提出者数がお1人であったことなど、約124億円の事業を行うことに対する市民への説明が不足している、特に理解されているとは言い難い現状があると考えておりますので、今回の補正予算に賛成することはできません。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

6番、西本 諭議員。

○6番（西本 諭君） 6番、西本でございます。第93号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）の議案に対して賛成の立場で討論を行います。

老朽化が著しい現総合病院を建て替えようとするものであります。新病院の整備に当たっては、令和元年に宍粟市新病院検討委員会を設置し、学識経験者、市民意見、議会意見等を参考に新病院が果たすべき役割を検討してまいりました。そして、播磨姫路圏域北部の特定中核病院として、さらには救急医療、小児医療、周産期医療、在宅医療、介護サービス等の連携等々、必要不可欠の拠点病院の新病院整備等に関する債務負担行為であります。議員各位の賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、反対者の発言を許します。

8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） 8番、津田晃伸です。第93号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）について、反対の立場で討論させていただきます。

今回の補正は、新病院実施計画、業務等に対し5億5,664万8,000円が計上される内容です。実施計画の発注に当たり、もとになるのは基本計画です。その計画につ

いて議会から意見を提出し、当局から回答をもらいました。その回答に対し、全く議論がされないままの採決です。

皆さん、自分の家を建てるときに、家族に相談もなく勝手に設計業者に設計依頼をかけてお金を払い、図面を作らせますか。でき上がった図面をもし奥さんに見せて、そんな大きな家じゃない、子どもたちもいないんだから、もっと小さな家がいいんだからやり直してと言われて、またお金を払って設計依頼し直しますか。自分がお金を払って建てる家なら、きちんと事前に家族でしっかり議論して、支払いのことも考えて進めますよね。

この病院計画も同じなんです。議論してみんなが理解して進めていかないといけない事業なんです。疑問点を持って進めるような事業ではありません。賛成、反対、どちらの立場にしても、ここがこうだからとはっきり言える議論をしていかないと駄目なんです。124億円の事業なんです。自分の家じゃないからと言っていいのでしょうか。

私は議会に出た際、応援いただいた御年配の皆さんが子どもたちにこんな田舎に帰ってくるなと言われていた姿を見ていつも言っていました。私にも子どもが4人います。私が宍粟市に帰ってきたいと思ったように、子どもたちも帰ってきたいと思うまちにしないとイケない。そうするためにも議員になって頑張るので、だからそれは言わないでほしいと、今もずっと同じ気持ちです。

ただ、今回に関しては、今のシミュレーションで人口減少が進む中、支える生産年齢人口が20年後には半減してしまいます。病院の返済は30年続くわけです。税金が高くなることは考えにくいですが、病院を維持していくために一般財源からの繰入金と同じように続けられれば、何らかの行政サービスを低下させざるを得なくなるのではないのでしょうか。そのあたりが大丈夫なのかの検証も議論もせず、病院建設のスタートとなる実施計画の予算に、それには賛成することはできません。

再三言っていますが、医療と教育がなくなれば、地方は消滅します。だからといって、我が市の次世代の子どもたちにだけ、その負担を負わせることが正しい選択なのでしょうか。そういったことも含め、議員間でもっと議論を交わす時間があったらよかったのではと考えております。

広大な面積を要する宍粟市では、水道代等も高く、それにプラス行政サービスの低下が懸念される状況で、とてもじゃないが成人前の子を持つ親の立場としては、子どもに帰って来いと言えなくなってしまいます。宍粟市始まって以来の大型公共事業です。住民代表である議会がもっと議論を交わして、その上でみんなが納得で

きる病院を建設していくべきです。そういった議論が不十分であると指摘し、反対討論といたします。

議員各位が子どもの将来を真剣に考え、賢明な御判断をしてくださることを信じ、討論を終了します。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番、神吉正男議員。

○3番（神吉正男君） 3番、神吉正男でございます。第93号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論いたします。

令和元年に宍粟市新病院検討委員会が立ち上がり、そこで学識経験者や市内の医療や福祉の関係者、また市内の各種団体の方々や公募による委員の皆様により、宍粟における将来の病院像はどうあるべきかの構想を練っていただきました。市民に対しては、無作為による2,300名に対し構想の内容から方向性のアンケートを実施いたしました。その構想作成から基本計画ができるまでの2年間、宍粟市議会は新病院の整備等に関する調査特別委員会を設置して、その構想や基本計画に係る協議をしてまいりました。このたび議会は基本計画に係る議会意見を提出し、市長から回答をいただいたところでございます。

スケジュールは、新型コロナウイルスの影響により計画の策定に遅れが出ましたが、この後、設計、建築を終え、令和8年に開院する予定です。この第93号議案は今年度予算から新病院整備事業費1億3,000万円を減額すること、それから、令和4年から8年までの間に新病院の設計業務などの委託に関する費用の債務負担行為などを認めるための補正予算です。具体的な病院の設計内容等については、今後、議論する場を設けて、そこで大いに議論したいものであります。

宍粟市民の命と健康を守るため、また、播磨姫路圏域における特定中核病院の役割を果たすためにも、私は当初の予定どおり構想から8年後の令和8年に開院を目指すためにこの補正予算を可決する必要があると考えます。

よって、第93号議案に賛成いたします。議員各位の御賛同を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、反対者の発言を許します。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 10番、大畑です。第93号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）について、反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算の内容は、令和3年度病院事業特別会計の当初予算におきまして、

基本設計費等に係る委託料として計上していました1億3,000万円を全額減額し、新たに債務負担行為として、先ほどありましたように、新病院基本設計、実施設計、造成設計業務委託等々を含む総額限度額5億5,664万8,000円を計上するものでございます。

新病院を建設していくには、様々なプロセスを経ていくことが必要だと思います。基本構想、基本計画の段階で規模や機能などが過剰になり、予算超過を招かないように十分な検討と合意形成があつて次のステップに進むべきと考えます。当初予算の段階の説明においては、基本設計業務に関する予算措置により基本計画の内容のさらなる詳細な検討を行つて、これから十分検証していく余地があるという説明があつたというふうに考えておりますが、今回の提案は、実施設計、造成業務まで含めた一括の入札方式による予算であります。現状の基本計画が前提で全てが進んでいく、そして設計されるものと解釈をいたします。基本設計が固まつたというふうに考えておられる執行部の見解ではありますが、補正予算の提案段階で市民意見や議会意見の集約もまだまだ十分できていないというふうに考えます。市民の十分な合意形成が図られたとは言えず、債務負担行為補正予算は拙速に過ぎると考えるものです。市民病院整備に係る基本計画に対して市民の意見を十分に聞き、市民に理解と納得が得られることを優先すべきであると考えます。

そのことを指摘して反対討論といたします。議員各位の賢明な御判断をお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番、田中一郎議員。

○11番（田中一郎君） 11番、田中一郎です。第93号議案、令和3度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）について、賛成討論をさせていただきます。

第93号議案の内容は、基本設計費及び医療コンサルタントの費用が計上されたものです。計上内容については、先ほども説明がありましたように、新病院整備基本・実施・造成設計業務委託費4億4,884万8,000円、新病院開院支援業務委託費5,780万円、新病院整備コンストラクション・マネジメント業務委託費5,000万円です。

このたびの提案は、専門的な知識の補完を行い、工程管理、品質管理、コスト管理など円滑な事業推進に資するものであります。結果として、予定している時期に確実に開院できること、入札の中止、不調の回避及び事業費減縮、工期短縮が見込まれること、変化する外部環境及び内部環境に対する設計変更に対応でき、

より質の高い病院建設が見込まれること、また、開院、開院後に当たっても早期安定稼働が図られることが見込まれるため、今回の提案は適切と判断いたします。

宍粟市新病院整備に係る基本計画の策定及び新病院の設計業務などの発注方式が確定しました。その間、新病院検討委員会等で各分野の専門見識者、医師会、一般公募市民等による十分な議論がされたことや、議会からの提言及び市民へのアンケート、パブリックコメントなどの意見が反映されたものであり、新病院検討委員会等による意見は尊重しなくてはなりません。

よって、第93号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）に係る補正予算案に賛成いたします。議員皆様の御理解と御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（飯田吉則君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第88号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第88号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第88号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第89号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第89号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第89号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第90号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第90号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第90号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第91号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第91号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第91号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第92号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第92号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第92号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第93号議案の採決を行います。

第93号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第93号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第93号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第94号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第2、第94号議案、宍粟市交通安全対策基金条例の制定についてを議題とします。

本議案は、去る11月26日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和3年11月26日に審査依頼のありました、第94号議案、宍粟市交通安全対策基金条例の制定については、令和3年12月2日に

第15回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第94号議案の主な内容は、令和3年度末に解散する兵庫県市町交通災害共済組合の分配金を活用し、交通安全事業の財源とすべく基金を設置するものです。

審査の中で委員からは、特に質疑はありませんでした。

関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第94号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第94号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第94号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第95号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第3、第95号議案、宍粟市学校給食費条例の制定についてを議題とします。

本議案は、去る11月26日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたも

のであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

- 文教民生常任委員長（大畑利明君） 令和3年11月26日に審査付託のありました、第95号議案、宍粟市学校給食費条例の制定については、12月3日に第14回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第95号議案の内容は、学校給食費について、学校独自の会計（私会計）で管理するのではなく、学校給食費収入と食材費支出を市の予算に計上し管理する公会計化に移行するため、所要事項を定める条例を制定するものであります。

審査の中で委員から、大きく3点の質疑がありました。一つは、学校給食費の額を条例に定めず規則委任するのはなぜか。二つには、私会計時の滞納額は、全て公会計に継承されるのか。継承できない債権はどうするのか。三つに、給食費の減免でその他やむを得ない理由とは、どのようなものが想定されているのかなどの質疑であります。

当局からは、学校給食費は、地方自治法において条例で定めることを規定していないため、施行規則に定めることとした。債権の継承については、私会計時の滞納額のうち一部公会計に継承できないものがあり、引き続き学校で管理していくことになる。給食費の減免に関しては、その必要が認められる理由については、個々具体の事例に基づき、決裁行為を経て判断していくとの回答がありました。

関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第95号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

- 議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第95号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第95号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第96号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第4、第96号議案、宍粟市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月26日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長(大畑利明君) 令和3年11月26日に審査付託のありました、第96号議案、宍粟市国民健康保険条例の一部改正については、12月3日に第14回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第96号議案の改正内容は、健康保険法施行令などの一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改正するもので、令和4年1月1日から施行するものです。

支給額については、産科医療補償制度の掛金が1万2,000円に減額されたこと及び少子化対策としての重要性に鑑み、出産一時金の支給額を40万4,000円から40万8,000円に引き上げる改正を行うものであります。

審査の中で委員から、病院の産科医療補償制度の加入について現状を把握されているかとの質疑があり、当局からは、宍粟総合病院は、産科医療補償制度の対象である。また、姫路などの産科を利用されている方も多くあるが、国によれば99%の医療機関が産科医療補償制度に加入していると聞いているとの回答がありました。

関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第96号議案は全会一致で可決

すべきものと決しました。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第96号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第96号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第97号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第5、第97号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月26日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長（大畑利明君） 令和3年11月26日に審査付託のありました、第97号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正については、12月3日に第14回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第97号議案の改正内容は、国民健康保険法及び地方税法の改正に伴い、未就学児に係る均等割保険税を半分に引き下げるほか、法律の項ずれに対応するものであります。

審査の中で委員から、なぜ対象を全世帯の未就学児に限定したのかとの質疑があり、当局からは、対象を未就学児に限定されたことについては、医療機関を受診した際の本人負担3割を2割にしている範囲が未就学児であることや子育て世帯の経済的負担の軽減の観点などから、国の議論の中で未就学児に決められたとの回答がありました。

関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第97号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第97号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第97号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第98号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第6、第98号議案、宍粟市環境基本条例の一部改正につ

いてを議題とします。

本議案は、去る11月26日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和3年11月26日に審査依頼のありました、第98号議案、宍粟市環境基本条例の一部改正については、令和3年12月2日に第15回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第98号議案の主な内容は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の文言の整理を行うものです。

審査の中で委員からは、特に質疑はありませんでした。

関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第98号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第98号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第98号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第99号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第7、第99号議案、宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月26日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和3年11月26日に審査依頼のありました、第99号議案、宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部改正については、令和3年12月2日に第15回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第99号議案の主な内容は、ちくさ高原のキャンプ場において家族風呂とシャワー室を設置することとなり、その利用料を定めるものです。

審査の中で委員からは、特に質疑はございませんでした。

関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第99号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長(飯田吉則君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第99号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第99号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第100号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第8、第100号議案、宍粟市産業立地促進条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月26日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和3年11月26日に審査依頼のありました、第100号議案、宍粟市産業立地促進条例の一部改正については、令和3年12月2日に第15回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第100号議案の主な内容は、北部地域での立地や特定の業種に対しての補助の上限を上乗せするものです。一方で、初期投資要件額の引上げを行うほか、固定資産税の免除期間を従来の5年から3年に変更するものです。

審査の中で委員からは、これまでの企業誘致の実績と、この条例改正により、どのくらいの実績増加を見込むのか、また、投資額の条件がきつくなる分、宍粟市南部地域での企業誘致が厳しくなるのではないかとの質疑があり、当局からは、過去には25件の申請があり、そのうち北部地域の実績は一宮町、千種町で1件ずつであったため、北部地域への誘導策として今回提案した。

具体的に何社が増加するという見込みは持てないが、何とか雇用の場の確保につなげていきたいと考えている。また、南部でのハードルが上がるのではないかという件については、過去25件中4件が今回の基準では対象から外れることになるが、事業規模や税収面での効果も鑑み、今後は選択と集中で促進していきたいと考えているとの回答がありました。

その他関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第100号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第100号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第100号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第101号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第9、第101号議案、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月26日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長（大畑利明君） 令和3年11月26日に審査付託のありました、第101号議案、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、12月3日に第14回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第101号議案の改正内容は、国のデジタル化の推進に伴う関係条例の改正であります。保護者が特定教育・保育施設などを利用する際に、保護者に説明する重要事項説明書などについて、業務負担軽減や保護者の利便性向上の観点から、電磁的記録で作成、保存することも可能とするためのものであります。

本件は、6月に可決しました宍粟市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正と同様の改正趣旨であることから、特に質疑はありませんでした。

関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第101号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第101号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第101号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第102号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第10、第102号議案、宍粟市音水湖カヌー競技場に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本議案は、去る11月26日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和3年11月26日に審査依頼のありました、第102号議案、宍粟市音水湖カヌー競技場に係る指定管理者の指定については、令和3年12月2日に第15回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第102号議案の主な内容は、音水湖カヌー競技場の令和4年4月から令和9年3月までの指定管理者を株式会社MEリゾートに指定するものです。

審査の中で委員からは、特に質疑等はございませんでした。

関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をいたしましたところ、第102号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第102号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第102号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 第103号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第11、第103号議案、第2次宍粟市総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定についてを議題とします。

本議案は、去る11月26日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和3年11月26日に審査依頼のありました、第103号議案、第2次宍粟市総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定については、令和3年12月2日に第15回総務経済常任委員会を招集し、その中で文教民生常任委員会との連合審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第103号議案の主な内容は、第2次総合計画基本構想の中間見直しによる変更と、令和4年度から5年間の後期基本計画を策定するものです。

本件は、去る10月20日に、市民への計画案に関するパブリックコメントの時期に合わせ、議会からも意見を取りまとめ提出していたものであります。

審査の中で委員からは、人口3万3,000人の目標を掲げ、人口流出の第1のダム機能として拠点づくりの整備を進めてきた中で、今回、人口ビジョンの下方修正を行った理由は何かとの質疑があり、当局からは、戦略委員会の中で、やはり人口減少の現実を受け入れた上で、よりよい地域社会をつくっていくことに重点を置くべきという協議がされ、現実的な数値を試算する中で、少子化対策や移住定住施策の効果を一定数見込み、2万2,000人を設定した。

第1のダム機能は、旧町域での生活のコミュニティーをつくることで、人口流出に歯止めをかける狙いの中で、それ以上に転出等が増えていることは課題として認

識しており、何とか今回の長期ビジョンを達成できるように各種の施策を進めていきたいとの回答がありました。

また、2025年までに転出超過を245人まで是正し、2040年にはプラスマイナスゼロにする目標を掲げているが、具体的な取組はあるのかとの質疑があり、当局からは、第1次戦略で取り組んできた方向性と、各施策のKPIの達成により改善していきたいと考えている。

具体的には、一つには、女性が転出されていることが大きな課題と認識する中で、男女共同参画推進条例を制定し、女性の住みやすいコミュニティの形成、女性の活躍の場づくりなど、少子化対策の視点からも重視し、今後5年間の中で様々な施策を実践していきたいと考えているとの回答がありました。

質疑終了後、総務経済常任委員会において参考に賛否の確認をしましたところ、第103号議案は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 9番の山下です。第103号議案、第2次宍粟市総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定について、反対の立場から討論を行わせていただきます。

総合計画は、宍粟市が行う福祉など様々な施策の基本となります。あらゆる事業がこの計画をもとにして行われるという非常に大切な計画であります。だからこそしっかりと考えていきたいと私は思います。

第2次宍粟市総合計画では、「人口減少対策を最重要課題と位置づけ重点的かつ戦略的に取り組むことにより、宍粟市に住み続けたい、住んでみたい、宍粟で子どもを産み育て、いつまでも元気に過ごしたいと思われるまちづくりを進めていきま

す」とあります。この計画の最重要課題を実現するためには、子育て支援の充実、就学前教育の充実、地域福祉の充実、特にこの3点を今まで以上に充実させる施策の展開が必要であると考えます。

まず、子育て支援の充実であります。現状におきまして、給食の関係ですが、「18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の3人目以降の子どもの給食費無料化により、多子世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進しています」とありますが、3人以上の子どもがいる世帯でも無料にならないケースがあり、多子世帯の経済的負担を軽減するという目的にはなっていないと言いつつ難しいというふうを考えております。保護者からの意見や要望は聞いておりますので、そのあたりをしっかりと考えていってほしいと思います。

特に、宍粟市の学校給食は、保護者や給食関係者などの子どもたちに質のよい安心・安全な給食を食べさせたいという強い要望から地場食材導入のためのシステムがつくられ、全国的にも知られております。この上にSDGsの誰一人取り残さないという理念を経済政策として無料化を図れば、子育て世代に選ばれるまちとなります。そのようなことから「子育て世代に選ばれるまちとして、全ての児童生徒の給食無料化を行う必要があります」という記載をするべきです。

次に、就学前教育の充実であります。「宍粟市では、宍粟市幼保一元化推進計画に基づき、よりよい子どもの教育・保育の環境整備を図るため、幼稚園、保育所の一元化を推進しています」とありますが、民営化ありきの幼保一元化推進計画となっております。よりよい子どもの教育・保育の環境整備を図るために、保護者や地域の声を聞いてはおりますが、その意見や要望を十分に取り入れているとは言いつつ難しいので、「保護者や地域の理解を得るための説明会や懇談会あるいはパブリックコメント等で得た意見や要望はしっかりと反映させることが必要です」との記載をすべきであります。

最後に、地域福祉の充実であります。目指すまちの姿として、「地域の人と人とのつながりを大切に、お互いに助け合う関係を構築し、自助・互助・公助という役割分担の理解のもと、市民・地域・関係機関・行政が連携して地域ぐるみの福祉を推進する地域共生社会を目指します」とありますが、自助・互助・公助は国が言い始めた言葉であり、この言葉の理解が困難であります。公助はこれまでは国語辞典にもなかった新用語であり、公的機関が援助することであるそうですが、本来公的機関は市民の生活を責任を持って保障するべきものであり、自分で努力し、お互いに助け合い、最後に公的機関が援助を行うというのは、社会保障とは言えず、地

域福祉の充実につながらないと考えます。

後期基本計画には、社会保障の充実が盛り込まれていることから、「目指すまちの姿を地域の人と人とのつながりを大切に社会保障を充実させ、誰一人取り残さない地域づくりを行います」とするべきであります。

主にこの3点を指摘して反対討論といたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

4番、浅田雅昭議員。

○4番（浅田雅昭君） 4番、浅田です。第103号議案、第2次宍粟市総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定について、賛成の立場で討論をいたします。

本議案は、平成27年度に策定した第2次宍粟市総合計画に定める前期計画期間が終了することから、前期期間に取り組んだ事業の評価及び人口減少、少子・高齢化、過疎化など、宍粟市を取り巻く社会情勢の変化、また、国県の施策の動向、持続可能な開発目標SDGsなど、新たな社会潮流を踏まえ、定住目標人口の変更と今後5年間のまちづくりの方向性を示すとともに、各種施策における重要課題と優先すべき取組を示すものです。

人口ビジョンにおいては、平成27年度の作成時においては、2060年の定住人口の目標が3万3,000人であったものを、今回2040年の定住目標人口2万5,200人、2060年2万1,000人と設定されたことは、最近の人口動態等を踏まえ、現実的な設定であると思います。

また、後期基本計画と第2次地域創生総合戦略を一体的に策定し、長期的な視点に立った持続可能なまちづくりを推進するための取組が示されていると思います。計画策定に当たっては、市民アンケートやワークショップなどを通じて市民ニーズや提案を取り入れながら、各分野からの参画による宍粟市総合計画及び地域創生総合戦略委員会において議論を重ねていただき、計画案が答申されました。さらに、計画案に対し、パブリックコメントを実施し、市民意見を聞き、また議会においても議会意見を提出し、その結果としてでき上がった計画であります。市民の参画と協働という自治基本条例の趣旨に沿った経過を経て策定されたものと思います。

議員各位には、本議案は今後の宍粟市のまちづくりの方針であること、計画策定における市民の参画と協働の経過を経たものであることを御理解いただき、本議案に賛同賜りますようお願いし、賛成討論とします。

○議長（飯田吉則君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

第103号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第103号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第103号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 第104号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第12、第104号議案、市有財産の処分についてを議題とします。

本議案は、去る11月26日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和3年11月26日に審査依頼のありました、第104号議案、市有財産の処分については、令和3年12月2日に第15回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第104号議案の主な内容は、土万ふれあい木工館について、地元自治会との協議により、建物を撤去した状態で無償譲渡し、地元管理とするものです。

審査の中で委員からは、特に質疑はございませんでした。

関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第104号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第104号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第104号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 第105号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第13、第105号議案、市道路線の認定についてを議題とします。

本議案は、去る11月26日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和3年11月26日に審査依頼のありました、第105号議案、市道路線の認定については、令和3年12月2日に第15回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第105号議案の主な内容は、山崎町上比地、山崎町中及び一宮町須行名地内の3路線を新たに市道認定するものです。

本件については同日に現地踏査を行い、職員から詳細な説明を受け、慎重に審査し、参考に賛否の確認をいたしましたところ、第105号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長(飯田吉則君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終了します。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第105号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第105号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 第106号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第14、第106号議案、ちくさ高原スキー場人工降雪機整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

本議案は、去る11月26日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和3年11月26日に審査依頼のありました、第106号議案、ちくさ高原スキー場人工降雪機整備工事請負契約の変更については、令和3年12月2日に第15回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第106号議案の主な内容は、岩盤の露出や湧水の発生等に伴い、掘削経費等の工事費を追加するものです。

審査の中で委員からは、特に質疑等はございませんでした。

関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第106号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第106号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第106号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 第109号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第15、第109号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第109号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国において子どもたちを

力強く支援し、その未来を拓く観点から、高校生世代までの児童を対象に、年収が一定額未満の子育て世帯に対して給付金を支給することとされました。そして、その支給に当たっては年内から開始していくこととされているところであり、当該給付金の支給に必要な事業費及び事務費について、国庫支出金を財源として追加するものであります。

補正額としましては、歳入歳出にそれぞれ2億6,421万円を追加し、補正後の総額を250億1,297万9,000円とするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第109号議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

ここで委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時40分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま予算決算常任委員長より議案の審査が終了したとの報告がありました。お諮りします。

第109号議案を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって、第109号議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時41分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開します。

追加日程第1 第109号議案

○議長（飯田吉則君） 追加日程第1、第109号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本議案は、本日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 先ほどの本会議で上程され、本委員会に付託されました、第109号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

本会議休憩中に委員会を開催し、運営要綱の規定により、全体の委員会で審査を行いました。

第109号議案の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の日常生活への影響が長期化する中、国において、高校生世代までの児童を対象に、年収が一定額未満の子育て世帯に対して給付金を支給することとなったため、支給に必要な事業費及び事務費について国庫支出金を財源として追加で計上するものであります。

審査の中で委員からは、現在児童手当受給者で申請不要の方以外の年内支給はできないのかとの質疑があり、当局からは、口座情報など把握できていないため、申請いただき、審査が完了後の支払いとなるため、年内に支給できる場合も想定しているとの回答がありました。

この後全体会で自由討議を行い、参考に採決しました結果、第109号議案の補正予算については全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第109号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第109号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 第110号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第16、第110号議案、一宮温泉「まほろばの湯」及び家原遺跡公園に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第110号議案、一宮温泉「まほろばの湯」及び家原遺跡公園に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、一宮温泉「まほろばの湯」及び家原遺跡公園に係る令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回、公募による指定管理者の募集を行いましたところ、2団体の応募があり、宍粟市指定管理者選定審議会による審査を経て協議しました結果、株式会社ビーバーレコードを次期指定管理者として指定することについて提案するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(飯田吉則君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第110号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月15日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時47分 散会)